

## 新型コロナウイルス感染症とBCP

### はじめに

令和2年の年頭に当たり出されたATACの重点課題は3つ、すなわち、①BCP（事業継続力強化計画）への対応、②雇用形態の変化（働き方改革）への対応、③オリンピック、大阪万博への対応開始、でした。この予見は期せずして、世の中を一変させたコロナ感染症拡大という新たな社会情勢にも対応する内容になりました。

新型コロナウイルスの現時点は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められた「緊急事態宣言」は解除されましたが、経済活動の活性化とともに感染症の拡大が再来しつつあり、まさしくコロナウイルスと共存する「With コロナ」のフェーズに入りつつあります。この3つの課題は、この中でATACのメンバーの取り組む方向性を予見するものでした。

### 感染症BCPと自然災害BCP

地震や水害などの自然災害では、設備やインフラが破壊・使用不能になり、また、人命が奪われ事業活動が継続不能になります。

感染症による被災とは、従業員が感染し入院など事業活動への参加ができなくなり、また、命を落したり、パンデミックになると感染拡大を食止めるため、工場が閉鎖され、原材料・部品の供給や人の移動が停止することでサプライチェーンが分断されます。そして、事業を継続できなくなる事態に陥ることです。

また、ワクチンなどの防疫体制が出来るまで、被災の期間は長期にわたり、被災範囲は日

本国土といわず全世界にわたります。

企業としての感染症BCPへの対応策は、①従業員、来客・顧客への安全配慮（感染予防）、②事業継続、③社会的責任、国全体への協力の3つの観点のバランスを取っていく事にあります。絶えず変化する状況のもと、臨機応変で迅速な対応が求められます。特に国、自治体から発令される諸施策に全員が協力することが必須です。

自然災害の加害者は主に自然なので、復興には国や地方自治体からの復興資金に頼ります。

コロナ感染症の場合は、国・地方自治体からの要請に従い、感染拡大防止の観点から、個人や企業の活動への規制、施設の使用禁止などの措置が行われます。それに対応した下記に示す事業継続・雇用継続などの支援策が行われています。

### 新型コロナに関する中小企業支援

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援対策は、経済産業省、厚生労働省、各地方自治体から矢継ぎ早に出されています。この動きには、経済活動を下支えしている中小企業を助け、経済の停滞を最小限に止める意図があります。

7月10日現在の主な施策情報を以下にまとめました。（詳細は各省のHP参照）

#### ■経済産業省・中小企業庁関係

1. 経営相談窓口の開設
2. 資金繰り支援
3. 持続化給付金： 持続化給付金は、収入が大幅に急減した事業者に対する、事業全般に広く使える給付制度。最も影響を受けた

月の収入をもとに給付申請できます。法人 200 万円、個人事業者 100 万円が上限です。令和 3 年 1 月 15 日まで申請可能です。

4. 設備投資、販路開拓支援
5. 経営環境の整備支援
6. 税、社会保険、公共料金の軽減 他

#### ■厚生労働省関係

1. 雇用調整助成金：6 月 12 日に緊急対応期間の延長がありました。(4 月 1 日～9 月 30 日)  
労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず労働することができない場合に助成金が出ます。  
今回助成金の「上限の引き上げ」「助成率の拡充」がありました。すでに支給を受けている方にも申請することで差額が追加支給されます。
2. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び給付金
3. テレワーク導入支援
4. 小学校等の臨時休業等に関する支援  
ご興味のある方は、ATAC にご相談ください。

## コロナ禍中での ATAC の活動事例

### ■事業継続力強化計画認定申請への支援

今後予測される大規模地震、毎年のように発生する水害、大型台風の被害に対して、中小企業の BCP が遅々として進まない事を憂慮して、昨年、国は、「事業継続力強化計画認定制度」を発足させました。技術力のある中小企業が一旦災害に見舞われ活動が停止した場合、サプライチェーンの分断により大企業の生産もストップし、延いては日本経済に大ダメージを与えることを国は痛感してきたのです。「事業継続力強化計画制度」やコロナ感染症に対する中小企業に対する手厚い政策の数々は、その表れです。ATAC では、この「事業継続力強化計画」の申請書作成支援を積極的に行い、既に、12 件の申請支援を行っています。

### ■ものづくり補助金申請の支援

新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対してコロナ「特別枠」で優先的な支援を受けられます。さらに感染拡大予防の取組に対して定額補助が上

乗せられます。また、「事業継続力強化計画」の認定を受けている場合、申請が採択されやすくなります。前向きにご相談ください。

### ■京都府中小企業開発センターでの品質管理教育

例年この時期、綾部市の京都府中小企業技術センター中丹技術支援室主催の品質管理教育を教室での授業形式で実施してきました。今年は、「三密防止」の観点から教室での授業ができません。綾部の教育担当の方との検討の結果、各企業の会議室と Web で結んでオンライン講義を開催することになりました。(写真参照) 綾部センターでは講師とコーディネータがネットを通じて授業を発信します。受講者は、各社の会議室で受講できます。移動する必要がないことから、例年の倍の 15 社 89 名の参加があり、成功裏に講義を行いました。当初目的であった「三密防止」を達成できたことに加え、今まで以上の大勢の受講者に対してスムーズに対応できました。又、受講企業の「雇用調整助成金のスキルアップ教育の活用」の一助になったという声もいただき、予期せぬ効果もありました。受講者の方々からの評判も良く、今年は、例年よりさらに 1 か月の追加延長講義を依頼されることになりました。

このオンライン講義形式は、働き方改革として今後 ATAC の活動の幅をさらに広げていく可能性を秘めています。



## おわりに

「事業継続力強化計画制度」やコロナ感染症に対する中小企業への手厚い支援政策の数々は、日本経済への大ダメージを最小限にするための政策の表れです。ATAC は、今後もクライアント企業様のコロナ対応も含めた BCP を全力で支援して参ります。(山口誠 記)



ATAC 第13回講演会報告

『地震・雷・火事・おやし 大切な諺忘れていませんか?』



ATAC 第 13 回講演会の一コマ

令和2年2月25日に『地震・雷・火事・おやし 大切な諺忘れていませんか?』と題した ATAC 第 13 回講演会を大阪科学技術センターで開催しました。外部から 33 名の方々の参加があり、主催側のかんでんエンジニアリングならびに ATAC から 19 名で合計 50 名強の聴衆が会議室に一杯の盛況な中で開催されました。ATAC では、今年の活動方針として事業継続力強化計画 (BCP) に積極的に取り組むとしており、参加者の関心の高さとともに時宜を得た講演会となりました。

開会に当たり、明石 ATAC 運営副委員長より、ATAC が来年 30 周年を迎えることおよび今回の BCP に加え ESG、SDGs にも取り組んで行く方針を紹介しました。その後、3 件の講演が行われました。以下、それぞれの講演の概要を紹介します。

事業継続力について  
最近の経済産業省の動向

山口 誠氏 (ATAC 会員)

中小企業強靱化法に基づき、経産省により事業継続力強化計画 (BCP) の推進が行われています。昨年の台風 19~21 号、大阪北部地震、北海道胆振東部地震による被害を紹介し、事業継続が困難となった例や、過去の災害で復旧・復興までには長期間かかって来た事例が紹介され、BCP の重要性が強調されました。次に、中小企業では経営課題における BCP への関心が未だ十分でない状況と、今後予想される災害に備えるべく BCP が急務であることを訴えました。

全国中小企業 400 万社のうち 0.1% が BCP 認定を取得済みであることを述べ、「事業継続力強化計画認定制度」のメリットと申請書の記載要領を説明しました。

認定企業は、取引先企業などからの信用力が向上!

- ・認定定ロゴマークが使用可能!
- ・防災・減災設備の税制優遇
- ・補助金の優先採択 (ものづくり補助金等)
- ・信用保証枠の拡大
- ・日本政策金融公庫による低利融資

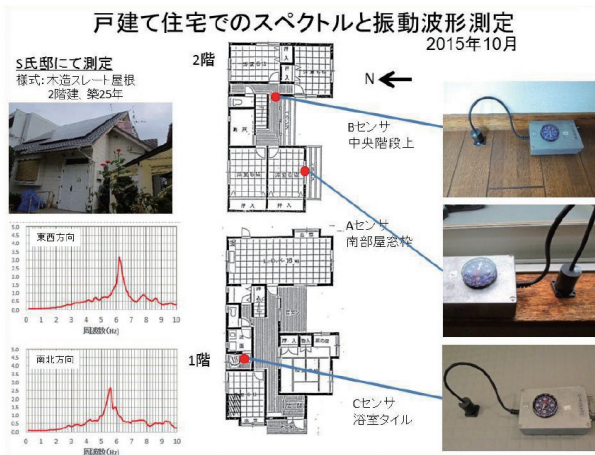


最後に、「事業継続力強化計画認定制度」の書類作成については ATAC メンバーがいつでも支援が可能であり、ご相談ください。

## 小規模建物の固有振動計測により地震から命とビジネスを守る

坂井公一氏 (ATAC 会員)

最初に木造住宅の耐震補強の有無による倒壊実験が紹介され、耐震補強の有効性を示しました。そして、我国で今後震度 6 弱以上に襲われる可能性リスクは、関西圏では大阪市、奈良市、和歌山市で今後 30 年以内での発生確率が 50% 以上と推定されています。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震といった最近の大規模地震での被害状況から、建物の倒壊には建物構造が大きな影響を与えます。震度と加速度の関係、加速度波形のフーリエスペクトル解析により、地震時に家屋の共振が発生し、家屋が倒壊するリスクを予測できます。その家屋の固有振動数を知ることで対策が取り得ることを説明しました。(下図参照)



ATAC では過去に戸建住宅用常時微動測定装置を開発し、その装置を使って建物の耐震強度である固有振動数の測定を行いました。1981 年および 2000 年の建築基準法改正により、木造住宅の耐震性が強化され、実際にその後発生地震での被害が少なかったこと、熊本地震以降、柱および壁の直下率が 60% 以上であることの重要性が説明されました。更には、大阪府下の各市の耐震改修補助制度により診断から改修設計、改修工事まで幅広い支援が受けられることを紹介しました。

まとめとして、関西における今後 30 年以内の震災被害の懸念を述べ、行政の補助制度も活用し耐震診断を受け、具体的対策を行うことの重要性を述べました。

## 増え続ける雷被害・あなたの設備は大丈夫？

林 謙治氏 (㈱かんでんエンジニアリング)

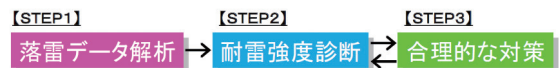
まず、かんでんエンジニアリングのアニメビデオで、工場では落雷時に稼働停止などの問題が発生する状況を分かり易く紹介しました。被雷による生産停止は、身近にある接地線(アース線)の怠りが主な原因です。

雷の性状や地球温暖化の影響でゲリラ豪雨とともに雷が多発し、最近の 5 年間に落雷に関する新たな現象が現れました。1 時間の間に 10km 四方に約 300 発以上の落雷があり、「大落雷」と名前が付くほどです。また、雷の金額的被害の実態と増加傾向にあること、被害のほとんどが電子制御機器であることなどを紹介し、「備えあれば落雷しても被害なし」、まさに、BCP の観点から落雷対策の重要性を強調しました。落雷対策としては、1. 周辺地区の落雷データを解析する事、2. 模擬雷発生装置(下図参照)を用いて、建物・機器への雷の侵入経路を明らかにする耐雷強度診断を行うこと、そして、3. 弱点箇所を優先的に強化する機器・建屋の対策(避雷針、避雷器、接地等電位化)が重要です。とりわけ接地が重要となります。

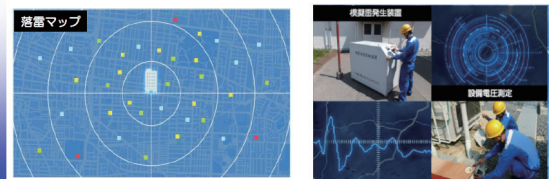
### 耐雷システム

※耐雷強度診断方法(特許第4112871号)

### 雷に対する電気設備の健康診断(人間ドック)



- [STEP1] 落雷データ解析**
  - 雷被害の原因究明
  - 雷リスクの評価
- [STEP2] 耐雷強度診断**
  - 弱点箇所の発見
  - 対策効果の確認
- [STEP3] 合理的な対策**
  - 弱点箇所を優先とした対策の提案・施工



Copyright 2020 Kanden Engineering Co. All rights reserved.

㈱かんでんエンジニアリング

かんでんエンジニアリングは、人の健康診断と同じく、雷に対する機器・設備の健康診断を行い、定量的な事実を知る設備の診断・保守のリスクマネジメントが肝要と説明し、この耐雷システムによりトータルマネジメントが可能になることを述べました。

最後に、本講演会は、㈱かんでんエンジニアリング様の絶大なご後援を受けて、ATAC 会員の明石、三原、平、野村が中心となり企画・実行し開催したことを申し添えます。

(志田善明 記)